

新和印刷株式会社及び新和ロジスティクス株式会社
に対する再生支援の完了について

2015年9月29日
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、再生支援対象事業者である新和印刷株式会社及び新和ロジスティクス株式会社について、2014年7月22日付けで、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項の規定に基づく再生支援をすることを決定し、同年9月17日付けで、法第31条第1項の規定に基づく債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

当機構は、当該再生支援決定以後、関係金融機関等及び再生支援対象事業者等の関係者間調整を行うことにより、当該再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目処が立ち、かつ、実務面の引継業務が全て終了したため、本日付で、当該再生支援決定に係る全ての業務を完了することとしましたので、公表します。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うことしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以 上